

系統金融機関向けの総合的な監督指針新旧対照表

改正前（平成二十九年十二月十一日公表の改正後のもの（未施行））	改 正 案
<p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>III-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>III-4-10-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>III-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>III-4-10-4-4-2 農中（農中法施行規則第112条第5号二、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係）【農中】</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 半期および四半期ごとの開示事項</p> <p>① 農中法自己資本開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び同告示第6条に規定する事項につき四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、農中法自己資本開示告示第6条に掲げる農中における四半期の開示事項のうち、<u>第1項第9号及び第11号から第13号、第15号並びに第16号</u>に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行なうことが適当である。</p>	<p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>III-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>III-4-10-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>III-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>III-4-10-4-4-2 農中（農中法施行規則第112条第5号二、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係）【農中】</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 半期および四半期ごとの開示事項</p> <p>① 農中法自己資本開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び同告示第6条に規定する事項につき四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、農中法自己資本開示告示第6条に掲げる農中における四半期の開示事項のうち、<u>第1項第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第12号まで</u>に掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行なうことが適当である。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針新旧対照表

改正前（平成二十九年十二月十一日公表の改正後のもの（未施行））	改 正 案
<p>農中法自己資本開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第7号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>② 農中法自己資本開示告示第6条第1項第13号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、<u>同項第12号</u>に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ることができるように記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p> <p>③ (略)</p>	<p>農中法自己資本開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第7号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>② 農中法自己資本開示告示第6条第1項第6号に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の詳細」については、<u>同項第5号</u>に掲げる「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」に加えて、当該自己資本調達手段に関する契約の具体的な内容を預金者、投資家等の利用者が容易に知ことができるように記載することが適当である。</p> <p>なお、これらの自己資本調達手段に関する開示事項については、金融機関が自己資本調達手段の発行、償還又は内容の変更等を行った場合には更新する等、利用者が最新の情報を参照できることが望ましい。</p> <p>③ (略)</p>